

議案第 32 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 29 年 6 月 12 日提出

日野町長 景 山 享 弘

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙の日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

平成29年3月31日

日野町長 景 山 享 弘

国民健康保険税条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 118 号）が、平成 29 年 3 月 31 日に公布され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されたことによる法律等改正に伴い国民健康保険税条例の一部改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 低所得者に対する軽減措置(均等割、平等割)の対象となる世帯の軽減判定所得の拡大。

・ 5 割軽減対象者の要件

(改正前) 世帯の所得 $33 \text{ 万円} + (\text{被保険者数}) \times \underline{26.5 \text{ 万円}}$ 以下

(改正後) 世帯の所得 $33 \text{ 万円} + (\text{被保険者数}) \times \underline{27 \text{ 万円}}$ 以下

・ 2 割軽減対象者の要件

(改正前) 世帯の所得 $33 \text{ 万円} + (\text{被保険者数}) \times \underline{48 \text{ 万円}}$ 以下

(改正後) 世帯の所得 $33 \text{ 万円} + (\text{被保険者数}) \times \underline{49 \text{ 万円}}$ 以下

3 附則規程

(施行期日)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

改正後の日野町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日野町国民健康保険税条例（昭和35年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（国民健康保険税の減額） 第23条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 （1） 略 （2） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 （3） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>49万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略	（国民健康保険税の減額） 第23条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 （1） 略 （2） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>265,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 （3） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>48万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の日野町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。